

## 法人事業税を申告する医療法人のみなさまへ

### 医療法人の有価証券売却損益、評価損益の取扱いについて

税務行政につきまして、日ごろより多大なご協力をいただきありがとうございます。  
この度、医療法人の有価証券売却損益、評価損益の取扱いを下記のとおり見直ししました。  
なお、**本改正は令和7年12月31日以後に終了する事業年度から適用**されますので、申告書作成にあたっては、変更内容に留意いただきますようお願いいたします。

#### 1 社会保険診療に係る課税除外所得金額等の計算について

##### 【変更前】

計算書の「土地等の譲渡がある場合の土地等譲渡所得金額②」に計上するもの

- (1) 土地の譲渡損益がある場合、土地等の譲渡収入から取得価格及び譲渡費用を控除した土地譲渡所得金額（ただし、法人税法第50条又は租税特別措置法第3章第6節の規定により損金の額に算入した額は含まない。）
- (2) 有価証券売却益（※軽微なもの（収入金額が医療保健業の総収入金額の1割以下）を除く。）
- (3) 贈与・寄付金・受贈益等の収入金額（※軽微なもの（収入金額が医療保健業の総収入金額の1割以下）を除く。）



##### 【変更後】

計算書の「土地等の譲渡がある場合の土地等譲渡所得金額②」に計上するもの

- (1) 土地の譲渡損益がある場合、土地等の譲渡収入から取得価格及び譲渡費用を控除した土地譲渡所得金額（ただし、法人税法第50条又は租税特別措置法第3章第6節の規定により損金の額に算入した額は含まない。）
- (2) **有価証券売却損益及び評価損益**
- (3) 贈与・寄付金・受贈益等の収入金額（※軽微なもの（収入金額が医療保健業の総収入金額の1割以下）を除く。）

#### 2 経過措置について

令和7年12月31日から令和8年12月30日までに終了する事業年度分については、医療法人等の選択するところにより、従前の取扱いにより処理することは差し支えありません。

※詳しい変更内容については、税務課ホームページに掲載しております「医療法人等に係る課税所得金額の計算書の記載要領」等をご確認ください。

▷ URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021020200063/>

▷ 高知県ホームページ > 組織から探す > 税務課 > 県税の種類 > 「法人県民税」又は「法人事業税」 > 法人県民税・法人事業税 税率表、申請・届出様式一覧 > 医療法人等

お問い合わせ先（受付：平日 8:30～12:00、13:00～17:15）

・安芸県税事務所	☎0887-34-1161	・中央東県税事務所	☎088-866-8500
・中央西県税事務所	☎088-821-4652	・須崎県税事務所	☎0889-42-2366
・幡多県税事務所	☎0880-35-5972	・税務課	☎088-823-9309